

議第24号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中第21号を第22号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「(教育長である委員を除く。)」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 教育長

第2条第1項中「第4号」を「第5号」に、「第7号および第8号」を「第8号および第9号」に改め、同条第3項中「、第4号、第7号および第8号」を「から第5号まで、第8号および第9号」に改める。

第2条の2第3項ただし書中「第8号」を「第9号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育長 100分の30

第2条の3第1項中「または病院事業の管理者」を「、病院事業の管理者または教育長」に改め、同条第3項中「管理者」の右に「または教育長」を加える。

第3条中「第1条第5号から第21号まで」を「第1条第6号から第22号まで」に改める。

第4条第1項中「第1条第5号から第13号まで」を「第1条第6号から第14号まで」に改め、同条第2項中「第1条第14号から第18号までおよび第20号」を「第1条第15号から第19号までおよび第21号」に改め、同条第3項中「第1条第19号および第21号」を「第1条第20号および第22号」に改める。

第5条中「第1条第5号から第9号まで」を「第1条第6号から第10号まで」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

第7条中「第1条第6号」を「第1条第7号」に、「同条第10号から第18号までおよび第20号」を「同条第11号から第19号までおよび第21号」に改める。

第7条の2中「第1条第10号、第11号および第20号」を「第1条第11号、第12号および第21号」に、「同条第10号および第11号」を「同条第11号および第12号」に、「同条第20号」を「同条第21号」に改める。

第8条中「第4号」を「第5号」に改める。

第11条中「第1条第5号から第21号まで」を「第1条第6号から第22号まで」に改める。

第12条第2項中「第1条第5号から第20号まで」を「第1条第6号から第21号まで」に改め、同条第3項中「第1条第21号」を「第1条第22号」に改め、同条第4項中「第1条第5号から第20号まで」を「第1条第6号から第21号まで」に改める。

第13条中「第1条第5号から第20号まで（第15号）」を「第1条第6号から第21号まで（第16号）」に、「第4号」を「第5号」に改める。

第14条中「第1条第19号」を「第1条第20号」に改める。

付則第5項中「管理者ならびに」を「管理者、病院事業の管理者および教育長ならびに」に、「管理者 常勤」を「管理者 病院事業の管理者 教育長 常勤」に改める。

付則第7項から第10項までを削る。

別表1 病院事業の管理者の項の次に次のように加える。

教 育 長	880,000 円を超えない範囲内において知事が定める額
-------	------------------------------

別表2中 「

委 員 長	月 額	199,000 円
委 員	同	178,000

」 を 「

委 員

」

員	月 額	178,000 円
---	-----	-----------

」 に改める。

別表3の(1)の表中「病院事業の管理者」を「病院事業の管理者 教育長」に改め、別表3の(1)第2項、第3項、第5項および第6項中「病院事業の管理者」の右に「、教育長」を加え、同表の(2)の表中「病院事業の管理者」を「病院事業の管理者 教育長」に改める。

(滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例（大正12年滋賀県令第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育長、」の右に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）ニ依ル改正前ノ」を加える。

(滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部

改正)

第3条 滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第6号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、同条第4項第2号ア中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

(滋賀県教育委員会委員定数条例の一部改正)

第4条 滋賀県教育委員会委員定数条例(平成11年滋賀県条例第47号)の一部を次のように改正する。

「6人」を「5人」に改める。

(滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和24年滋賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

第1条から第8条までを削る。

第9条の見出しを削り、同条中「第2条から前条までに規定するもののほか、」を削り、「ついては」の右に「、他の条例に定めるもののほか」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該職員に適用される勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

第9条の条名を削り、同条を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付 則

この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定は、平成27年4月1日から施行する。